

令和3年度法務省委託「Myじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報並びにビジネスと人権に関するシンポジウムの広報におけるビジネスと人権に関するシンポジウムの事前広報（ウェブ広告）に関する留意事項

「ビジネスと人権に関するシンポジウムの事前広報」バナー広告（GDN及びYDA）

- 1 バナー広告（誘導用）は、グーグル合同会社、ヤフー株式会社の提供する次の広報媒体を使用する。
  - (1) Google Display Network
  - (2) Yahoo! Display Ads※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案可。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を企画書中に明記すること。
- 2 当センターが指定する範囲からサイトを選定すること。
- 3 バナー画像クリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下のクリック数を満たすものとする。

(1) Google Display Network	期間2, 500クリック以上
(2) Yahoo! Display Ads	期間2, 500クリック以上

※ 掲出においては担当者と協議のうえ、別途グーグル合同会社、ヤフー株式会社と連携し効果的・効率的な配信運用に努めること。
- 4 バナー広告で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。
- 5 広報時期は令和3年7月中旬から開催日（同月29日（木））午前中を想定。
- 6 可能な限り、特に企業関係者を対象に広報を展開すること。